

令和2年度（2020年度）第1回根室振興局農業農村整備事業等環境情報協議会\_議事録  
意見交換会場所：別海町役場1階101、102号会議室、時間：13：00～15：00

・次第3 意見交換及び情報収集
1) 開会
2) 挨拶
3) 座長選出 ※宗岡委員が座長として選出された
4) ①環境情報協議会の設立経緯について ②田園環境整備マスターplanについて ※上記1)～4)②までについて、各担当者から説明。
③計画策定地区の説明及び意見交換等 ※下記、議事録のとおり

#### ■中西別第2地区について

○小野係長

資料P15～P20にそって説明。

○宗岡委員

障害物除去について質問。心土破碎で何を除去するのか？

○小野係長

心土破碎により耕盤層（こうばんそう）を除去する内容のため、農水省の基準により障害物除去の工種となっている。

○宗岡委員

P20の写真を見る限り、農家個人のサイロ跡のコンクリート基礎および排根線の除去が事業で可能なようだが、その負担割合は？

○小野係長

国50%，道庁25%，農家25%です。

□宗岡委員が野生動物への配慮について外山委員に確認

○外山委員

（地区内の）河川に希少な魚類が生息している可能性があるため、魚の専門家に聞き取りの上で事業推進に反映してもらいたい。

□宗岡委員が農業経営と事業について佐々木委員に意見を求めた

○佐々木委員

牛乳生産にあたっては、（生産基盤である）草地に対して投資するのが一番効果があり、酪農経営の基礎となるため、草地整備事業は大変重要。

○宗岡委員（まとめ）

1. 河川の生息生物、特に魚類の専門家から情報収集をした上で事業推進をしてほしい。
2. 草地整備事業は酪農家の利益実現のため基礎となる大切な事業である。

## ■奥行西地区

○小野係長

資料P21～P26にそって説明。

□宗岡委員が河川横断工の整備に関して外山委員に確認

○外山委員

流量の少ない河川ではあるが、事業にあたっては魚類の専門家である標津サーモン科学館に聞き取りを行って、河川生物への配慮を行ってもらいたい。

○宗岡委員

酪農地帯の砂利道をアスファルト舗装に整備することは賛成です。

近年、冬の吹雪が酷く安定的な輸送が損なわれる事が多い。搾乳と集乳は毎日する必要があり、冬期はしっかり除雪して安定輸送を確保する必要がある。防災や農業生産において農道の果たす役割は大きいと思う。事業評価などで総費用総便益比が低い場合でも、目に見えない効果が多々あり、必要な整備と考えている。

□宗岡委員に農道整備に関して行政視点の意見を太田委員と滝本委員に確認

○太田委員

冬の吹雪対策や衛生面でも整備は良いと思う。埃が舞うと近隣農家さんに迷惑をかける訳なので整備はいいと考える。酪農地帯なので人間が直接飲用するものを生産しているので、衛生面でも塵が舞い上がらなくなることはいいことだと考える。

○滝本委員

食糧生産しており、埃が舞い上がると衛生上の問題がある。また、TMRセンターを利用する農家もおり農業経営向上につながるので、農道整備はありがたいと考えている。第三木村川は小さな川のため、環境への影響は小さいと考えている。

□宗岡委員がＴＭＲセンターに関して佐々木委員に確認

○佐々木委員

分業で餌作りを担うＴＭＲセンターにも一長一短があり、餌作りに関して分業あるいは自己生産かは個々の農家の判断により様々。

○宗岡委員（まとめ）

1. ポックスカルバートは、第三木村川の流量が少ないとは言え、河川なので魚類に配慮してもらいたい。専門家と相談の上、産卵時期は工事期間から外すなど配慮を希望する。
2. 吹雪対策や牛乳の衛生面での観点（砂塵被害防止による清潔度確保、安定的な各種輸送、ブランド力など）で道路整備は大切と考えられる。
3. 急勾配の路床では含水比に留意しながら、盛土の締め固めを行い、練り返しに注意してもらいたい。

#### ■根室中部7号支線

○松本技師

資料P27～P32にそって説明

○外山委員

整備路線に林地が隣接しているため、営巣時期（夏）を避けるなど工期への配慮を願う。工事が被ってしまうと営巣放棄される危険性がある。

○外山委員、宗岡委員

5月～8月が繁殖時期で避けるべき時期と思われる。

□宗岡委員から路床の盛土工に関して説明があった

急勾配路床部の盛土工では、鎮圧がうまくいかないことがある。

適正な含水比で転圧をしなければ、練り返し効果が発生し、路床が弱くなってしまう場合がある。

○宗岡委員（まとめ）

1. 本路線の両側に保安林があるため、野生動物の営巣期・繁殖期を避けるなど工期への配慮を願う。
2. 急勾配路床部で盛土する場合は含水比に注意して工事施工を願う。
3. 急勾配路床部の盛土締め固めでは、練り返しに注意してもらいたい。

## ■ 営農上の除草剤散布について（昨年からの継続課題）

### ○宗岡委員

現在、道営草地整備事業では除草剤は使用していない。営農上の除草剤散布は農家個々の判断に任されている。昨年からの継続課題であるが、除草剤散布について環境情報協議会から農業者に何らかのメッセージを出して行きたいと考えている。なお、メッセージの出し方は、「1 強くする（強制的に営農に立ち入る）、2 弱くする（提起に留めて営農に立ち入らない）、3 発信しない」の三つと考えられる。

### ○山田主幹

資料 P 34、P 46（麦同伴）にそって説明。

※ P 35～P 46 は附属資料として添付

麦同伴により草地更新サイクルの長期化（牧草畠の長期利用化）および除草剤散布頻度の減少を進めていきたい。

□宗岡委員から社会的共通資本（自然環境、社会的インフラストラクチャー、制度資本）について説明があった ※提唱：宇沢弘文（1928-2014 年）

### ○宗岡委員

農薬といった場合、除草剤・殺虫剤・殺菌剤を指すと思うが、今回はこれら全般を意見交換の対象としていくのか確認したい。

### ○佐々木委員

牧草地については除草剤のみ使用している。殺虫剤、殺菌剤は使っていない。

### ○後藤課長

殺虫剤、殺菌剤は補助事業の対象外であり、水田地帯、畠地帯でも同様となっています。

### ○宗岡委員

では、除草剤に限定した意見交換を進めたいと考えます。

環境保全と持続的な営農との両立を図る視点で除草剤について議論を進めます。

□宗岡委員が除草剤について外山委員に確認

### ○外山委員

（昨年の協議会後）主に使われている除草剤について環境への影響を調べたが、室内実験では藻類や植物プランクトン（生態系の根底）に影響を与えるとされている。しかし、生態系上位の魚類などへの影響は種によってその応答が異なり、野外における影響の研

究は進んでいない。ただし、海外ではリスク回避の点で使用を禁止・制限している国もある状況。

そのため、ゾーニング（河川近くでは除草剤散布を差し控えるなど）を行い、（除草剤散布を）差し控えた所や（除草剤散布以外の）代替方法を導入した所に対して何らかの補助をするなど進めた方が環境、営農ともにメリットがあると考えられる。

また、モニタリング（散布した除草剤、散布量など）を行い、環境省の生物調査と重ねて検証を進めていくことも重要と考えられる。

#### ○宗岡委員

かなり前になるが、大気や水質は無限とされてきたが、現在、有限の資源で汚染されるものだという認識になった。今後は、長期のモニタリング（どの場所で除草剤をどれだけ散布したかを GIS データ化するなど）を行い、検証材料、根拠データを蓄積することが大切になるとを考えられる。データがあることで環境や農業に関して多くの研究者の協力を得られやすくなり、後々、農業の継続させることにとってプラスになると考えられる。

#### ○外山委員

北アメリカの鳥類の長期モニタリングで殺虫剤が鳥類の多様性や個体数に与える影響などを研究した事例がある。その点から長期にデータを蓄積し、多くの研究者が検証しやすくすることは意義があると考える。こういった事を段階的に進めることで農家に根拠ある提案がしやすくなり、（除草剤散布以外の）代替案を受け入れてもらいやすくなると考えられる。

□宗岡委員が行政の視点での意見を滝本委員と佐々木委員に確認

#### ○滝本委員

P 3 4にもありますが、営農や農地は個人権利の範疇で立ち入らないのはそのとおりと考える。ただ、環境自体は地域の共有財産で個人のものではない。農地（草地）は個人財産でも土地全体は（環境負荷などから）守られるべき共有財産だと思う。そのため、河川から離した施工や散布する時期や散布量をコントロールするなど必要があると考える。ただ、実態はこういったことを守っていないことも見聞きしているが、まずはマニュアルに記載されていること（河川に流れにくい所で除草剤散布、流れる所では除草剤散布はしない、影響の少ないものを散布する、散布時期を一番効果のいい時期に絞るなど）を守るという意識を持つことが大切と考える。

○宗岡委員

水系や河川に意識して、そこに流れ込み難いものを用いる、また、流れ込みやすい場所なら、使用しない、もしくは時期や量・質を考えてもらう。こういったことを議論することで新しいマニュアル作りにつながると考える。また、新たな手法で可視化してみんなで議論して広く理解を得るようにすることが大切と考える。

○太田委員

除草剤を散布しないのが一番いいし、そう考えている人も多い。ただ、同時に、どの程度影響があるのかわからないため、説得力がない状況もある。(農家を説得するためにも)何らかのデータを出して行くことが大切と考える。また、河川近くは除草剤散布しないなどの制限をかけることは理解するが、そうした場合、農家間で不公平感が発生するを考える。

○宗岡委員

河川に近い・遠いで、使える除草剤が異なると農家に不公平感が生じるのはおっしゃるるおりと考えます。除草剤にどういった影響があるかわからない中では農家にも十分理解してもらえないとも考えます。環境へのどのような影響や配慮が必要かを行政と研究者でデータを蓄積して提示していくことが大切と思う。蓄積したデータは適宜示して、将来起こることを生産者も含めて話し合うことも大切になってくると考える。

□宗岡委員が農業者の立場での意見を佐々木委員に確認

○佐々木委員

河川付近は緩衝帯として植樹をしたり、除草剤散布を控えるのは大切と考える。

散布の用法、用量等を理解しそれらを守っていこうと提起していくことが大切である。

○宗岡委員

河川沿い農地の不公平感は私も理解する。根釧地域は農業の栄養源が閉鎖水域（根室海峡）に流入して漁業に被害が発生したため、市町村で植樹を進めている。河川沿いは、元々、湿地帯で営農に適した土地ではなかったが、農業技術が向上して、営農が出来るようになってしまった。その結果、緩衝帯として機能しなくなった歴史がある。佐々木委員の意見を伺って、こういった土地を河川から一定幅で買い上げて緩衝帯設定するといった展開にならない限り、大きな進展はないと考えています。

○外山委員

麦同伴が実証されたら、農家は実行するものでしょうか？

○佐々木委員

実績がないため、直ちにという訳にはならないと考える。ただ、誰かが挑戦して、うまくいったら、周りはそれを見ているので、導入されていくと考えられる。そういう土壌はあると思っています。

○宗岡委員（まとめ）

非常にまとめにくい案件ではありますが、（一年を経て）一定の方向性は見いだせたと考えます。

- ・現時点では何らかの指導（河川沿線は除草剤散布しない、散布する除草剤を指定するなど）は出来ないが、河川周辺に関しては魚類や生物などへの影響を鑑みて、何らかの配慮（除草剤を減量する、散布時期を考慮するなど）が必要という議論があったことを農家に伝えることが大切であると考えます。
- ・各種情報（どこでどういった除草剤を散布している、肥料散布している、新たな減農薬の取り組み、将来起こりうる問題など）をデータベース化して、農家や研究者、行政関係者に伝えて、取り込みを進めていくことは重要であると考えます。

以上をもちまして、今回の協議会を終了したいと思います。